

第72回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年11月17日（木曜日）午前10時

場所

名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

当社 本社8階会議室

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

書面およびインターネットによる議決権行使期限

2022年11月16日（水曜日）午後6時まで

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるため、株主の皆さまにおかれましては、本年は健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。また、株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **進和**

（証券コード 7607）

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案	役員賞与支給の件
（添付書類）	
事業報告	26
連結計算書類	49
計算書類	52
監査報告書	56



Provided by TAKARA Printing



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7607/>

(証券コード 7607)

2022年11月2日

株 主 各 位

名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

株式会社 **進 和**

代表取締役社長 根 本 哲 夫

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、株主様の安全確保および感染防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年11月16日（水曜日）営業時間終了時（午後6時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月17日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号 当社 本社8階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 (1) 第72期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
(2) 第72期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 役員賞与支給の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shinwa-jpn.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shinwa-jpn.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時 2022年11月17日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

当日ご欠席の場合



①郵送（書面）による議決権の行使の場合

行使期限 2022年11月16日（水曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

②インターネットによる議決権の行使の場合



行使期限 2022年11月16日（水曜日）午後6時まで

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権の行使に際しては、次頁を必ずご確認ください。

 議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことでスムーズにお手続きいただけます。

議決権行使プラットフォームについて
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運用する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（書面）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2022年11月16日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

① パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

② スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記「①パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。
*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年11月16日（水）
午後6時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

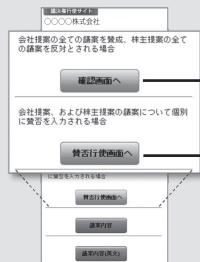


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



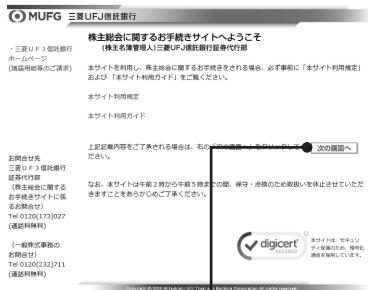
画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
右頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード (半角) **ログイン**

または(仮)パスワード **パスワード変更**

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角) **送信**

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



(QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。)

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付け、業績の進展等を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元に努めることを基本方針としております。具体的には、配当性向30%を目途に、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当事業年度における1株当たり配当金は中間配当37円と合わせて85円となります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化および今後の事業展開のために充当し、将来にわたる株主利益の確保に努めていく所存であります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金48円00銭 総額 641,473,344円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年11月18日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。なお、当社は、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第2項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、当社定款に本条項を設けたものとみなされております。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="163 187 737 247">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="163 255 737 489">第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="405 530 495 560">(新 設)</p> <p data-bbox="163 878 632 976">附 則 (監査役の責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p> <p data-bbox="405 1017 495 1047">(新 設)</p>	<p data-bbox="1002 187 1093 217">(削 除)</p> <p data-bbox="783 530 972 560">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="760 568 1335 662">第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="825 669 1335 836">2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="760 878 1236 976">附 則 (監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="783 1017 1138 1047">(電子提供制度に関する経過措置)</p> <p data-bbox="768 1055 1335 1221">第2条 2022年9月1日(以下「<u>施行日</u>」)というから6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="813 1229 1335 1356">2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名全員は任期満了となります。つきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	ねもと てつ お 夫 根 本 哲 夫	代表取締役社長 社長執行役員 全社統括 再任
2	たき たに よし ろう 郎 瀧 谷 善 郎	取締役 専務執行役員 海外事業本部長 再任
3	いし かわ しゅう じ 示 石 川 修 示	取締役 常務執行役員 営業本部長 兼 中部本店長 再任
4	はま だ ひろ き 樹 濱 田 弘 樹	取締役 上席執行役員 名古屋営業第三部統括 兼 戦略営業推進室統括 再任
5	か どう きよし 清 加 藤 清	取締役 上席執行役員 管理本部長 再任
6	おお くら もり ひこ 彦 大 倉 守 彦	取締役 上席執行役員 製造本部長 兼 技術部長 再任
7	か がわ じゅん いち 一 加 川 純 一	取締役 再任 社外 独立

1

ね もと てつ お
根 本 哲 夫

(1951年9月14日生)

再 任

所有する当社の株式の数

425,570株

取締役会への出席状況

15/15回

■ 略歴、地位および担当

1997年11月 当社取締役
 2001年11月 当社常務取締役
 2003年11月 当社専務取締役
 2013年11月 当社代表取締役社長
 2020年11月 当社代表取締役社長
 社長執行役員（現）

■ 取締役候補者とした理由

代表取締役社長として、当社グループ全体の経営を担っており、営業、製造をはじめ管理部門においても豊富な知識と経験を有し、業務全般を熟知しております。また、豊富な経験に基づく強いリーダーシップにより、重要事項の決定および各取締役の職務執行に関する監督などにおいて適切にその役割を果たしており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2

たき たに よし ろう
瀧 谷 善 郎

(1963年12月2日生)

再 任

所有する当社の株式の数

28,021 株

取締役会への出席状況

15/15 回

■ 略歴、地位および担当

- 2000年4月 SHINWA INTEC Co., Ltd. 取締役
(出向)
- 2011年11月 当社取締役
- 2016年11月 当社常務取締役
- 2018年11月 当社専務取締役
- 2020年11月 当社取締役専務執行役員 (現)

■ 重要な兼職の状況

SHINWA U.S.A. CORPORATION 代表取締役会長
 SHINWA INTEC Co., Ltd. 代表取締役社長
 SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING
 PRIVATE LIMITED 代表取締役社長
 SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO
 BRASIL LTDA. 取締役会長
 PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA 代表取締役
 SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD. 代表取締
 役社長
 SHINWA ENGINEERING S.A.de C.V. 代表取締 役
 社長
 SHINWATEC LIMITED 代表取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり海外現地法人で責任者を任され、日本に帰任後、取締役として海外事業本部を統括し、当社海外部門の業績向上に大きく貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

3

いし　　かわ　　しゅう　　じ
石　川　修　示

(1969年7月10日生)

再任

所有する当社の株式の数

25,915株

取締役会への出席状況

15/15回

略歴、地位および担当

2008年4月 当社名古屋営業第三部長
 2012年4月 当社名古屋営業第二部長
 2015年11月 当社執行役員 名古屋営業第二部長
 2016年11月 当社取締役
 2018年11月 当社常務取締役
 2020年11月 当社取締役常務執行役員（現）

重要な兼職の状況

那欧雅進和（上海）貿易有限公司 執行董事

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社主要取引先の営業責任者を経験し、現在、取締役として営業本部を統括しております。これまでの営業経験をベースに、国内営業部門全体の業績向上に大きく貢献しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4

はま　　だ　　ひろ　　き
濱　田　弘　樹

(1968年6月1日生)

再任

所有する当社の株式の数

26,693株

取締役会への出席状況

15/15回

略歴、地位および担当

2007年4月 当社名古屋営業第一部長
 2010年4月 SHINWA U.S.A. CORPORATION
 取締役副社長兼COO（出向）
 2012年12月 当社名古屋営業第三部長
 2015年11月 当社執行役員 名古屋営業第三部長
 2017年11月 当社常務執行役員 名古屋営業第三部長
 2019年11月 当社取締役
 2020年11月 当社取締役上席執行役員（現）

取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社主要取引先の営業責任者を経験し、現在、取締役として名古屋営業第三部、戦略営業推進室を統括しております。また海外現地法人の責任者として海外赴任も経験するなど幅広い営業経験を持ち、当社の業績向上に大きく寄与していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

5

かとう きよし
加藤 清

(1964年9月26日生)

再任

所有する当社の株式の数 取締役会への出席状況

11,105株 15/15回

略歴、地位および担当

2007年4月 当社名古屋営業第三部次長
2008年12月 当社経理部次長兼調達課課長
2010年4月 当社調達部長
2015年11月 当社執行役員 調達部長
2016年11月 当社執行役員 総務部長
2019年11月 当社取締役
2020年11月 当社取締役上席執行役員（現）

重要な兼職の状況

株式会社アイシン 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門に在籍後、管理本部に移り調達部長に就任、現在は取締役として管理本部を統括しております。営業部門、管理部門両方の経験を有し、バランスの取れた判断ができる人財であり、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

6

おおくら もり ひこ
大倉 守彦

(1962年8月4日生)

再任

所有する当社の株式の数 取締役会への出席状況

5,752株 15/15回

略歴、地位および担当

1985年4月 トヨタ自動車株式会社入社
1999年3月 トヨタモーターノースアメリカ
(出向)
2006年1月 同社ボデー生技部 技術管理室 室長
2015年4月 同社工程改善部 部長
2019年1月 当社 執行役員 製造本部副本部長
兼 技術部長 (出向)
2020年10月 当社入社 執行役員
製造本部副本部長 兼 技術部長
2020年11月 当社取締役上席執行役員（現）

重要な兼職の状況

煙台進和接合技術有限公司 董事長
進和（天津）自動化控制設備有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社の出身で、当社には2019年1月に出向、2020年10月に当社に転籍して、現在は取締役として製造本部を統括しております。トヨタ自動車株式会社における長年の経験に裏打ちされた専門知識・ノウハウや豊富な人脈により、当社の製造部門のみならず営業部門においても大きな成果を出しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

再 任
社 外
独 立

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

11/11回

■ 略歴、地位および担当

- 1977年 4月 日本特殊陶業株式会社入社
- 2003年 6月 同社取締役
- 2007年 6月 同社常務取締役
- 2009年 6月 同社専務取締役
- 2011年 6月 同社顧問 技監
- 2012年 6月 C K D株式会社社外取締役
- 2021年11月 当社取締役 (現)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手製造会社の取締役として経営に携わった経験、およびモノづくり全般に関する幅広い見識を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に対する監督および助言が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2022年8月末日現在の所有株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しています。
3. 加川純一氏の取締役会への出席状況については、2021年11月18日の取締役就任以降の状況を記載しております。
4. 各候補者の当社における現在の担当につきましては、10頁に記載のとおりであります。
5. 加川純一氏は、再任の社外取締役候補者です。
6. 加川純一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定める独立性基準を満たしており、引き続き独立役員として届出を予定しております。当社における社外取締役の独立性に関する基準については24頁をご参照ください。
7. 加川純一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
8. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。加川純一氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年1月に同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	もて き つね あり 茂 木 恒 有	取締役（監査等委員） 再任
2	ない とう まさ あき 内 藤 正 明	社外取締役（監査等委員） 再任 社外 独立
3	し が よし あき 志 賀 慶 章	社外取締役（監査等委員） 再任 社外 独立
4	あき ば かず ひと 秋 葉 和 人	— 新任 社外 独立

1

もて き つね あり

茂 木 恒 有

(1955年4月7日生)

再 任

所有する当社の株式の数

2,463株

取締役会への出席状況

15/15回

■ 略歴、地位および担当

- 1979年4月 株式会社東京銀行入行
- 1998年12月 ルクセンブルク東京三菱銀行
上級副社長 (出向)
- 2002年9月 株式会社東京三菱銀行
(現 株式会社三菱UFJ銀行)
監査室 監査主任
- 2012年11月 当社入社 管理本部主査
- 2013年7月 那欧雅進和(上海)有限公司
副総経理 (出向)
- 2015年5月 当社管理本部主査
- 2019年4月 当社総務部特命部長
- 2020年11月 当社取締役(監査等委員)(現)

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

株式会社東京銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の出身で、投資銀行部門および監査部門で30年余りの経験があり、2012年に当社に入社。2013年から2015年までの約2年間、中国現地法人の副総経理を務め、日本に帰任後は、主に海外現地法人の経営全般の管理業務を担当しておりました。これらの経験から、海外も含めた業務執行の監督等を適切に遂行できると考え、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

2

ない とう まさ あき

内 藤 正 明

(1961年4月9日生)

再 任
社 外
独 立

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

15/15回

略歴、地位および担当

- 1988年4月 弁護士登録
- 1988年4月 松尾総合法律事務所入所
- 1994年4月 内藤法律事務所入所 (現)
- 2003年11月 当社監査役
- 2006年6月 東濃信用金庫 監事 (現)
- 2015年11月 当社取締役
- 2016年11月 当社取締役 (監査等委員) (現)
- 2022年1月 ナトコ株式会社 監査役 (現)

重要な兼職の状況

- 東濃信用金庫 監事
- ナトコ株式会社 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社の社外監査役、社外取締役を経て、2016年から監査等委員を務めております。これまで、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法務に関する専門的な知識と経験を有し、独立した客観的な立場から当社の業務執行の監督とともに、経営の助言、提言が期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

3

し が よし あき

志 賀 慶 章

(1964年11月22日生)

再 任
社 外
独 立

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

14/15回

略歴、地位および担当

- 1989年10月 監査法人伊東会計事務所
(後に中央青山監査法人と合併)入所
- 1993年3月 公認会計士開業登録
- 2001年7月 志賀慶章公認会計士・
税理士事務所開設 所長 (現)
- 2011年6月 株式会社トーエネック 監査役
- 2019年7月 一宮市入札監視委員会委員 (現)
- 2020年5月 日通システム株式会社
(現 勤次郎株式会社) 監査役 (現)
- 2020年11月 当社取締役 (監査等委員) (現)

重要な兼職の状況

- 一宮市入札監視委員会委員
- 勤次郎株式会社 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として財務・会計および税務に関する専門的な知識を有し、独立した客観的な立場から当社の業務執行の監督とともに、経営の助言、提言が期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

■ 略歴、地位および担当

- 1983年 4月 株式会社十六銀行入行
- 2012年 6月 同行執行役員多治見支店長
- 2012年10月 同行執行役員経営企画部長
- 2014年 6月 同行取締役経営企画部長
- 2016年 6月 同行取締役常務執行役員
営業統括本部長
- 2019年 4月 同行取締役常務執行役員
- 2020年 6月 株式会社十六総合研究所
代表取締役社長
- 2022年 4月 カンダまちおこし株式会社
取締役会長（現）
- 2022年 6月 株式会社十六総合研究所
取締役会長（現）

■ 重要な兼職の状況

- 株式会社十六総合研究所 取締役会長
- カンダまちおこし株式会社 取締役会長

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

地域金融機関における経営者としての豊富な経験とその経験から培った企業経営に関する幅広い知見を有し、独立した客観的な立場から当社の業務執行の監督とともに、経営の助言、提言が期待できるものと判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年8月末日現在のものです。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しています。
3. 秋葉和人氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者です。
4. 内藤正明氏、志賀慶章氏は、再任の監査等委員である社外取締役候補者です。
5. 内藤正明氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であり、うち監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
6. 志賀慶章氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
7. 内藤正明氏、志賀慶章氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件および当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、引き続き独立役員として届出を予定しております。また、秋葉和人氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。当社における社外取締役の独立性に関する基準については24頁をご参照ください。

8. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。茂木恒有氏、内藤正明氏、志賀慶章氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、秋葉和人氏の選任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年1月に同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会の構成（本総会終結後の予定）

取締役	各取締役に特に期待する分野						
	企画経営 ・ 経営戦略	営業 ・ マーケティング	製造 ・ 技術	グローバル ビジネス	法務 ・ リスク管理	財務 ・ 会計	環境 ・ 社会問題
根本哲夫	●	●	●				●
瀧谷善郎	●	●		●			●
石川修示	●	●	●				
濱田弘樹	●	●		●			
加藤清	●				●	●	●
大倉守彦	●		●	●			●
加川純一 社外 独立	●		●		●		
茂木恒有 常勤監査等委員	●			●	●	●	
内藤正明 監査等委員 社外 独立	●				●		●
志賀慶章 監査等委員 社外 独立	●				●	●	
秋葉和人 監査等委員 社外 独立	●					●	●

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年11月19日開催の第70回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役片岡憲明氏の選任の効力は、本総会終結の時までとなっておりますので、あらためて、監査等委員である取締役が法令で定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出については、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

かた	おか	のり	あき		所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
片	岡	憲	明	社 外	— 株	— 回
(1977年3月21日生)				独 立		

■ 略歴、地位および担当

2003年10月 弁護士登録
 2003年10月 寺澤総合法律事務所入所
 2007年10月 片岡法律事務所入所（現）
 2012年6月 株式会社セリア 監査役
 2016年6月 同社取締役（監査等委員）（現）

■ 重要な兼職の状況

株式会社セリア 取締役（監査等委員）

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社の補欠監査役を経て、2016年11月から補欠の監査等委員であります。これまで、直接会社経営に与えられた経験はありませんが、弁護士として法務に関する専門的な知識と経験を有し、他社における社外監査役、監査等委員である社外取締役の経験もあり、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 片岡憲明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
 3. 片岡憲明氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。なお、当社における社外取締役の独立性に関する基準については24頁をご参照ください。
 4. 当社は、片岡憲明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。片岡憲明氏が監査等委員である社外取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年1月に同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

1. 当社および子会社の業務執行者、または過去に1度でも業務執行者であった者（注1）
2. 当社の議決権を5%以上保有する大株主またはその業務執行者
3. 下記のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な仕入先（注2）
 - (2) 当社グループの主要な販売先（注3）
 - (3) 当社が5%以上の議決権を保有する企業等
4. 下記のいずれかに該当する組織等に属する専門家
 - (1) 当社の会計監査人である監査法人または当社の顧問税理士事務所に所属する専門家
 - (2) その他当社が役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払を行ったコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家
5. 当社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者もしくは法人の業務執行者
6. 当社取締役が社外役員として就任している会社の出身者
7. 上記（1.～6.）の配偶者または2親等以内の近親者
8. 過去5年間に上記（2.～7.）に該当していた者

（注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、執行役員、使用人を含む。監査役は含まれない。

（注2）主要な仕入先とは、当社グループの連結仕入高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。

（注3）主要な販売先とは、当社グループの連結売上高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。

以 上

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）6名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、総額40,000千円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は39～41頁に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであることから相当なものであると判断しております。

なお、各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

[添付書類]

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルスの度重なる感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻の影響による資源価格の高騰などにより、先行き不透明な状況となりました。

当社グループの主要ユーザーである自動車業界におきましては、コロナ禍から回復基調ではあるものの、世界的な半導体不足の長期化や部品の調達難が継続し、生産調整の影響が懸念される状況が続きました。設備投資につきましては、日本国内では厳しい状況が続きましたが、海外では中国や米国を中心に総じて堅調に推移しました。

このような事業環境のなか、当社グループでは、受注済みの海外大型プロジェクトを着実に推し進め海外事業の拡大を図ったほか、今後急拡大が見込まれる車載電池市場を見据え、本年2月に電池部品開発課を新たに設置し、新規ビジネスの取り組みを強化しました。また、本年4月にはサステナビリティ委員会を設置し、気候変動への取り組みなど4つのマテリアリティ(優先的に取り組むべき重要課題)を特定し、課題解決に向けた取り組みを始めました。

その結果、当連結会計年度における売上高は710億62百万円(前連結会計年度比16.2%増)、経常利益は55億82百万円(前連結会計年度比34.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は37億84百万円(前連結会計年度比36.7%増)となりました。

これをセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

日本

主に日系自動車部品メーカー向けに溶接設備・材料の売上が増加したことや中国の半導体・エレクトロニクスデバイスメーカー向けに自社製品の精密塗布装置の売上が大きく伸長したことにより、売上高は544億77百万円(前連結会計年度比6.6%増)、セグメント利益は27億73百万円(前連結会計年度比10.6%増)となりました。

米国

メキシコや米国の日系自動車メーカー向け生産管理システムの売上計上や日系自動車メーカー・同部品メーカー向けに溶接材料の売上が堅調に推移したことなどにより、売上高は70億58百万円（前連結会計年度比28.3%増）、セグメント利益は4億42百万円（前連結会計年度比132.5%増）となりました。

東南アジア

タイでは日系自動車メーカー向けおよび日系空調機器メーカー向け生産設備の売上が計上したことや、インドネシアでは日系自動車メーカー向けに溶接設備・材料の売上が伸長したことなどにより、売上高は48億37百万円（前連結会計年度比15.4%増）、セグメント利益は5億92百万円（前連結会計年度比34.0%増）となりました。

中国

日系自動車メーカー向けに生産工場能力増強に伴う生産設備の売上が計上できたことなどにより、売上高は145億65百万円（前連結会計年度比89.9%増）、セグメント利益は15億96百万円（前連結会計年度比109.4%増）となりました。

その他

チェコの日系自動車メーカー向けに生産管理システムの売上等を計上しましたが、売上高は5億59百万円（前連結会計年度比25.7%減）、セグメント利益は41百万円（前連結会計年度比50.1%減）となりました。

なお、セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、総額7億16百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成・取得した主要設備

会社名	事業所名	内 容	投資額
株式会社進和	メカトロシステムセンター	開発拠点用用地	156百万円

(3) 資金調達の状況

設備投資資金は、主に自己資金にて充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの完全な収束の時期は見通せない状況のなか、引き続き一定程度の経済・社会活動の抑制が予想され、半導体の供給不足、原材料価格の高騰、地政学的リスクの高まりなどの影響により、厳しい経営環境が想定されます。当社グループの主要ユーザーの自動車業界におきましては、世界的なカーボンニュートラルに向けた取り組みの加速を背景に、電気自動車（EV）市場の中長期的な設備投資の拡大が見込まれます。さらに、世界的な人手不足を背景としたIoT・AIやロボットを使った省人化投資、自動化投資が底堅く継続するものと想定しています。一方で成長分野への新規参入による競争激化が見込まれ、事業環境の厳しさが増大することが予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、持続可能な社会の実現と企業の持続的成長を両立していくことが重要な経営課題であるとの認識に立ち、中長期的な企業価値向上につなげていくことを目的としてサステナビリティ委員会を2022年4月に立ち上げました。今後は当委員会を中心に、サステナビリティ基本方針に基づき、特定した4つのマテリアリティ（優先的に取り組むべき重要課題）①気候変動への取り組み、②豊かな社会への実現、③働きやすい環境の整備、④経営基盤の強化への取り組みを実施し、サステナビリティ経営を推進してまいります。

また、第3次中期経営計画「Shinwa moving forward 2023 - 持続的な成長とたゆまぬ変革 -」を2020年9月よりスタートしておりますが、計画2年目の当期は海外現地法人の業績が大きく貢献し、連結業績は売上高、利益とも過去最高となりました。計画最終年となる2023年8月期につきましては、引き続き海外の大型プロジェクトが見込まれるものの、一段の競争激化とコスト負担の増加に伴う利益率の低下が予想されることから、業績目標を下記のとおり修正いたしました。次の第4次中期経営計画において、さらなる成長に向けた一歩が踏み出せるよう、第3次中期経営計画に掲げた重点戦略を着実に推進するとともに社会的要請が高まるサステナビリティ活動に取り組んでまいります。

基本方針、各部の重点戦略および業績目標は次のとおりであります。

① 基本方針

- イ. 接合技術、デジタル技術（AI、IoT）を中心とした先進技術の取り込みによる新領域の開拓
- ロ. 次世代車のC A S E領域における最適ソリューションの提供
- ハ. グローバル営業力の強化による海外事業展開の加速
- 二. 環境の変化に対応した経営基盤の整備と人材育成

② 重点戦略

- イ. 国内営業部門
 - ・ 変化に対応できる営業スタイルの構築
 - ・ 次世代自動車マーケットへの取り組み
 - ・ 商品軸での営業戦略
- ロ. 海外営業部門
 - ・ 海外拠点の販売インフラの拡充とメンテナンス事業の強化
 - ・ 海外現地法人のシナジー効果の最大化
 - ・ 海外販売先の開拓とサプライチェーンの拡充
- ハ. 製造部門
 - ・ 技術の開発、製品力強化
 - ・ 社内環境の整備
- 二. 管理部門
 - ・ 基幹システムの再構築
 - ・ コンプライアンスの徹底とガバナンスの実効性強化
 - ・ 企業価値向上と持続的成長にむけた企業体質の改善

③ 業績目標

達成すべき目標	2022年8月期	2023年8月期（最終年度）		
	実績	当初目標	修正目標	増減
売上高	710億円	730億円	730億円	—
営業利益	52億円	50億円	42億円	△8億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	37億円	35億円	30億円	△5億円
海外売上高 (仕向地別)	324億円	250億円	300億円	+50億円
ROE	11.1%	10%以上	8%以上	△2%

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 69 期 (2019年8月期)	第 70 期 (2020年8月期)	第 71 期 (2021年8月期)	第 72 期 (当連結会計年度) (2022年8月期)
売 上 高(百万円)	62,461	68,113	61,160	71,062
経 常 利 益(百万円)	4,790	4,793	4,140	5,582
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,258	3,306	2,768	3,784
1株当たり当期純利益	248円13銭	247円99銭	207円44銭	283円26銭
総 資 産(百万円)	52,849	49,687	56,905	62,699
純 資 産(百万円)	27,243	29,542	31,951	36,249
1株当たり純資産額	2,038円71銭	2,208円82銭	2,385円09銭	2,701円98銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 69 期 (2019年8月期)	第 70 期 (2020年8月期)	第 71 期 (2021年8月期)	第72期(当期) (2022年8月期)
売 上 高(百万円)	54,252	57,266	48,998	52,319
経 常 利 益(百万円)	4,149	3,791	2,788	3,044
当 期 純 利 益(百万円)	2,872	2,675	1,975	2,174
1株当たり当期純利益	218円79銭	200円64銭	148円03銭	162円79銭
総 資 産(百万円)	46,048	41,753	43,902	45,855
純 資 産(百万円)	24,154	25,864	27,042	28,348
1株当たり純資産額	1,812円98銭	1,939円30銭	2,025円60銭	2,121円29銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2022年8月31日現在）

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SHINWA U.S.A.CORPORATION	10万米ドル	100.0%	北米地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売、米国製接合材料等の調達
SHINWA INTEC Co.,Ltd.	19百万 タイバーツ	99.9% (0.1%)	東南アジア地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売および溶接加工製品等の生産、販売
PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA	85万米ドル	99.9% (17.6%)	インドネシア国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD.	100万 リンギット	99.9% (99.9%)	マレーシア国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
煙台進和接合技術有限公司	575万米ドル	87.0%	中国国内におけるろう付加工製品等の生産および販売
那欧雅進和（上海）貿易有限公司	80万米ドル	100.0%	中国国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
煙台三拓進和攪拌設備維修有限公司	580万米ドル	100.0%	中国国内における溶接加工製品等の生産および販売
進和（天津）自動化控制設備有限公司	70万米ドル	100.0%	中国国内における情報通信システム製品他設計
SHINWATEC LIMITED	5万英ポンド	100.0%	欧州地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
SHINWAREPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA.	60万リアル	99.9%	ブラジル国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
株式会社ダイシン	26百万円	100.0%	自動車部品の樹脂製品の製造と販売
株式会社進栄	28百万円	100.0%	運送業および倉庫管理業
株式会社アイシン	10百万円	100.0%	当社所有の不動産管理および損害保険代理業

(注) 1. 当社の議決権比率の（ ）は、間接所有を示す内数であります。

2. 当社の議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

分 類	主 要 品 目
金 属 接 合	溶接棒などの溶接材料、溶接機、銀ろう・ハンダなどのろう付材料、ろう付装置、肉盛溶接・溶射加工、ろう付加工
産 業 機 械	各種省力化機械装置、プレス、工作機械、金型・機械部品用金属材料
F A シ ス テ ム	生産管理・指示システム等の情報通信システム、産業用ロボットシステム
メ ン テ ナ ン ス そ の 他	プレスをはじめとする各種機械装置の修理工事、機械部品の補修、スポット販売商品（多種にわたるため省略）、自動車部品の樹脂製品
不 動 産 管 理 業、 損 害 保 険 代 理 業	当社所有の不動産管理および損害保険代理業
運 送 業 お よ び 倉 庫 管 理 業	当社本社倉庫の管理業務および名古屋地区における納品業務

(8) 主要な営業所および工場 (2022年8月31日現在)

当 社	本 社	名古屋市守山区苗代二丁目9番3号	
	支店等	北海道営業所 (北海道苫小牧市) 東北営業所 (仙台市泉区) 大宮営業部 (埼玉県さいたま市中央区) 東日本支店 (東京都品川区) 静岡営業所 (静岡市葵区) 浜松営業所 (浜松市南区)	中部本店 (名古屋市守山区) 海外営業部 (名古屋市守山区) 西日本支店 (大阪市淀川区) 広島営業所 (広島市南区) 九州営業部 (北九州市小倉北区)
	工 場	メンテックセンター 名古屋工場 (愛知県豊田市) 九州工場 (北九州市小倉北区)	ジョイテックセンター (名古屋市守山区) FAシステムセンター (名古屋市守山区) メカトロシステムセンター (名古屋市守山区)
国内子会社	株式会社 ダイシン (名古屋市中村区) 株式会社 アイシン (名古屋市守山区)	株式会社進栄 (愛知県東郷町)	
在外子会社	SHINWA U.S.A.CORPORATION (米国) SHINWATEC LIMITED (英国) SHINWA INTEC Co.,Ltd. (タイ) 那欧雅進和 (上海) 貿易有限公司 (中国) 煙台進和接合技術有限公司 (中国) 煙台三拓進和攪拌設備維修有限公司 (中国) 進和 (天津) 自動化控制設備有限公司 (中国) SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED (インド) SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA. (ブラジル) PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA (インドネシア) SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア) SHINWA ENGINEERING S.A.de C.V. (メキシコ)		

(9) 従業員の状況（2022年8月31日現在）

① 企業集団の従業員数の状況

事業の部門別の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
生産部門	335名	1名減
販売部門	396名	10名増
管理部門	124名	10名増
合計	855名	19名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役および臨時従業員（嘱託、パートおよび派遣の期中平均雇用人員179名）は含まれておりません。

② 当社の従業員数の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
521名	14名増	38.4歳	11.0年

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役および臨時従業員（嘱託、パートおよび派遣の期中平均雇用人員77名）は含まれておりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,415,319株（自己株式1,051,291株を含む）
- (3) 株 主 数 15,148名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,323千株	9.9%
進 和 取 引 先 持 株 会	444千株	3.3%
進 和 従 業 員 持 株 会	434千株	3.3%
根 本 哲 夫	425千株	3.2%
加 藤 嘉 一	424千株	3.2%
東 朋 テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	400千株	3.0%
根 本 完 治	379千株	2.8%
加 藤 皓 己	334千株	2.5%
岸 直 人	298千株	2.2%
岸 正 之	285千株	2.1%

(注) 当社は、自己株式1,051,291株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	9,800株	6名

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	根本 哲夫	全社統括	
取締役 専務執行役員	瀧谷 善郎	海外事業本部長	SHINWA U.S.A. CORPORATION 代表取締役会長 SHINWA INTEC Co., Ltd. 代表取締役社長 SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED 代表取締役社長 SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA. 取締役会長 PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA 代表取締役 SHINWA INTEC MALAYSIA SDN.BHD. 代表取締役社長 SHINWA ENGINEERING S.A.de C.V. 代表取締役社長 SHINWATEC LIMITED 代表取締役会長
取締役 常務執行役員	石川 修示	営業本部長 兼中部本店長	那欧雅進和（上海）貿易有限公司 執行董事
取締役 上席執行役員	濱田 弘樹	名古屋営業第三部統括 兼戦略営業推進室統括	
取締役 上席執行役員	加藤 清	管理本部長	株式会社アイシン 代表取締役社長
取締役 上席執行役員	大倉 守彦	製造本部長兼技術部長	煙台進和接合技術有限公司 董事長 進和（天津）自動化控制設備有限公司 董事長
取締役	加川 純一		
取締役 (常勤監査等委員)	茂木 恒有		
取締役 (監査等委員)	内藤 正明		弁護士 東濃信用金庫 監事 ナトコ株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	志賀 慶章		公認会計士 一宮市入札監視委員会委員 勤次郎株式会社 監査役

- (注) 1. 2021年11月18日開催の第71回定時株主総会において、新たに取締役 加川純一氏が就任いたしました。
2. 取締役 加川純一と取締役（監査等委員）内藤正明、志賀慶章の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、3氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

3. 当社は、監査等委員の監査、監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、茂木恒有氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（常勤監査等委員）茂木恒有氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）志賀慶章氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 加川純一と取締役（監査等委員）である茂木恒有、内藤正明、志賀慶章の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の対象範囲は、当社の取締役、執行役員および子会社役員であり、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求については填補されないなど、一定の免責事由があります。また、被保険者の保険料負担はありません。

(4) 取締役の報酬等の額

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬諮問委員会における審議の結果を踏まえております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について取締役会で決議された決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、取締役が業績向上への意欲を高め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役員に求められる役割・責務・業績に見合った報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての「基本報酬」、短期の業績連動報酬としての「役員賞与」および中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬

基本報酬は、取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬とし、基本報酬総額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、業界動向および業績等を勘案して決定しております。業務執行取締役の個人別の支給額は、役位、担当部門に応じて決定しております。社外取締役の基本報酬は、毎月支給する定額の金銭報酬とし、市場水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ. 業績連動報酬（役員賞与）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結当期純利益と当該事業年度の年間配当額を基準に算出された額を上限に、役員賞与として毎年株主総会後に支給しております。個人別の支給額は、取締役の役位、個人別査定に応じて決定しております。また、当該業績指標を選定した理由は、連結当期純利益は取締役が経営者として最終利益に責任を負うことを明確にするためであり、年間配当額は取締役が株主との利益意識を共有することを目的としているからであります。

二. 株式報酬

株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、基本報酬および役員賞与とは別枠で譲渡制限付株式を交付しております。個人別の交付株式数は、その責任と役割を勘案して役位ごとに定めた基準株式数を基に、個人別査定に応じた株式数を交付しております。

ホ. 基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、概ね、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝7：2：1を基準としております。取締役の種類別の報酬割合については、当社と同規模、関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、指名・報酬諮問委員会で検討することとしております。

② 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、その職務の独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。また、各監査等委員の報酬は、監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤および非常勤を区別のうえ、独立性を担保する目的で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

③ 取締役および取締役（監査等委員）の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年11月17日開催の第66回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。また、金銭報酬とは別枠で、2017年11月16日開催の第67回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬として年額50百万円以内、交付する普通株式の上限として年5万株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年11月17日開催の第66回定時株主総会において年額35百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議により全社を統括する代表取締役社長 根本哲夫に一任して決定しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の役員賞与の額および各取締役の譲渡制限付株式の交付株式数としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行き渡るよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し、答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定することとしております。

⑤ 取締役および取締役（監査等委員）の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	対象となる 役員の員数 (名)
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	175 (3)	115 (3)	40 (-)	19 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22 (9)	22 (9)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計	197 (12)	138 (12)	40 (-)	19 (-)	10 (3)

(注) 1. 上記取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の額には、第72回定時株主総会において決議予定の役員賞与40百万円（うち社外一百万円）が含まれております。

2. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬（賞与含む）として、36百万円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	内藤 正明	弁護士 東濃信用金庫 監事 ナトコ株式会社 監査役	当社との間には特別の関係はありません。
	志賀 慶章	公認会計士 一宮市入札監視委員会委員 勤次郎株式会社 監査役	当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	加川 純一	2021年11月18日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回中、11回出席しております。大手製造会社の取締役として経営に携わった経験、およびモノづくり全般に関する幅広い専門的見地から取締役会での議案審議等に対する積極的な発言のほか、期待される役割に基づき、他の取締役の職務の執行状況、経営の妥当性などの経営に関する監督や助言を行い、適切にその役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	内藤 正明	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しております。また、監査等委員会11回の全てに出席しております。弁護士としての客観的かつ専門的見地から当社の経営全般ならびに当社のコンプライアンス体制の維持・強化についての意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として活発な審議に参画しております。
	志賀 慶章	当事業年度開催の取締役会15回中、14回出席しております。また、監査等委員会11回の全てに出席しております。公認会計士としての豊富な監査経験と財務・会計などの専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として活発な審議に参画しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	39百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。
2. 当社の在外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の他の監査人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、次のとおり整備することを取締役会において決議しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は別に定める「経営理念」に則り、公平かつ公正な企業活動により、社会的使命を果たすため、会社法および会社法施行規則に基づき、次のとおり当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保する体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底いたします。
- ② 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員会が定めた監査方針のもと、監査等委員の取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行の監査および監督を行うことといたします。
- ③ 内部監査室は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を定期的に取り締役会および監査等委員会に報告することといたします。
- ④ 法令違反その他法令上疑義のある行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、内部監査室長または社外取締役に通報しなければならないと定め、通報者に対しては、不利益がないことを確保いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存および管理することといたします。
- ② 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものといたします。
- ③ 情報セキュリティポリシーを制定し、保有する全ての情報を企業活動における重要な資産と位置づけ、適切に保護管理いたします。
- ④ 法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、速やかに開示することといたします。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に係る規程を定め、各部門および各子会社の業務に付随するリスクについては、当該部門および当該子会社にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は、管理本部が行うものいたします。
- ② 内部監査室は管理本部と連携し、各部門および各子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会および監査等委員会に報告するものいたします。
- ③ 重要な損失の危険が顕在化した場合には、取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える体制を整えることいたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜に臨時取締役会を開催することいたします。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期ごとに定める各取締役の業務分掌において、それぞれの責任者および執行手続きについて定めるものいたします。
- ③ 取締役会は、中期経営計画および年度総合予算を策定し、各部門が実施すべき具体的な年度目標設定を行い、月次での業績管理を実施いたします。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、当社グループ全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にいたします。
- ② 内部監査室は、当社グループ各社への内部監査を実施いたします。
- ③ 当社は当社グループ会社への指導・支援を行うほか、必要に応じ取締役または監査等委員を派遣し、業務執行に対する監査・監督を行うこといたします。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものいたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものいたします。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その補助業務を遂行するにあたり、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの指揮命令を受けないものといたします。
- ② 当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査等委員会の同意を得ることといたします。

(8) 当社グループの取締役、監査役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することといたします。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査役および使用人は、監査等委員会に対して、法的事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものといたします。
- ③ 監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して報告を求めることができるものといたします。
- ④ 監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものといたします。
- ⑤ 監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員会の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を整えることといたします。
- ② 監査等委員会と取締役社長との定期的な意見交換会を開催いたします。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 社会的正義を実践するため、当社はコンプライアンス規程において「反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わってはならない。また、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与してはならない」旨を定め、取締役および使用人に周知徹底いたします。
- ② 反社会的勢力に対する統括部門は総務部、不当要求防止責任者は総務部長とし、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、速やかに警察など外部専門機関と連携を取り対処いたします。

内部統制システムの運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度においては内部統制監査および業務監査を年1回ずつ実施し、取締役会にその内容を報告いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

平均値および比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しておりますが、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6)重要な親会社および子会社の状況 ②重要な子会社の状況」の当社の議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	52,298,200	流動負債	25,170,855
現金及び預金	19,337,843	支払手形及び買掛金	10,851,151
現受取手	482,384	電子記録債権	2,456,118
売掛金	10,857,162	1年内返済予定の長期借入金	13,408
電子記録債権	4,094,727	リース債務	39,297
棚卸資産	14,436,529	未払法人税等	779,028
その他の貸倒引当金	3,092,749	契約負債	9,544,018
	△3,195	賞与引当金	316,298
固定資産	10,400,943	役員賞与引当金	44,700
有形固定資産	6,885,967	その他の負債	1,126,833
建物及び構築物	1,995,971	固定負債	1,278,293
機械装置及び運搬器具	1,285,045	リース債務	416,411
工具器具備品	416,259	繰延税金負債	479,773
土地	2,802,410	再評価に係る繰延税金負債	196,166
建設仮勘定	386,281	退職給付に係る負債	33,131
無形固定資産	1,056,674	その他の負債	152,810
ソフトウェア	133,320		
ソフトウェア仮勘定	885,623	負債合計	26,449,149
のれん	28,693		
電話加入権	9,037	純資産の部	
投資その他の資産	2,458,301	株主資本	34,560,135
投資有価証券	2,093,681	資本金	951,106
繰延税金資産	85,294	資本剰余金	1,695,421
その他の貸倒引当金	281,100	利益剰余金	32,704,884
	△1,775	自己株	△791,277
		その他の包括利益累計額	1,549,147
		その他有価証券評価差額金	482,037
		土地再評価差額金	△641,184
		為替換算調整勘定	1,708,295
		非支配株主持分	140,711
資産合計	62,699,144	純資産合計	36,249,994
		負債及び純資産合計	62,699,144

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		71,062,630
売上原価		58,793,139
売上総利益		12,269,491
販売費及び一般管理費		7,055,764
営業利益		5,213,726
営業外収益		
受取利息及び配当金	76,399	
為替差益	243,290	
その他	102,731	422,421
営業外費用		
支払利息	24,632	
その他	28,833	53,465
経常利益		5,582,683
特別利益		
固定資産売却益	1,779	1,779
特別損失		
固定資産除却損	4,602	
固定資産売却損	179	
投資有価証券評価損	19,305	24,087
税金等調整前当期純利益		5,560,375
法人税、住民税及び事業税	1,617,862	
法人税等調整額	147,078	1,764,940
当期純利益		3,795,434
非支配株主に帰属する当期純利益		10,978
親会社株主に帰属する当期純利益		3,784,456

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年9月1日残高	951,106	1,676,950	29,908,859	△801,250	31,735,665
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△988,431		△988,431
親会社株主に帰属する当期純利益			3,784,456		3,784,456
自 己 株 式 の 取 得				△630	△630
自 己 株 式 の 処 分		18,471		10,603	29,074
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	18,471	2,796,025	9,973	2,824,469
2022年8月31日残高	951,106	1,695,421	32,704,884	△791,277	34,560,135

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
2021年9月1日残高	377,531	△3,026	△641,184	372,418	105,739	109,802	31,951,207
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△988,431
親会社株主に帰属する当期純利益							3,784,456
自 己 株 式 の 取 得							△630
自 己 株 式 の 処 分							29,074
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	104,506	3,026		1,335,876	1,443,408	30,909	1,474,317
連結会計年度中の変動額合計	104,506	3,026	—	1,335,876	1,443,408	30,909	4,298,787
2022年8月31日残高	482,037	—	△641,184	1,708,295	1,549,147	140,711	36,249,994

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		52,319,332
売上原価		44,488,973
売上総利益		7,830,358
販売費及び一般管理費		5,269,684
営業利益		2,560,673
営業外収益		
受取利息及び配当金	361,106	
為替差益	73,808	
その他	55,275	490,190
営業外費用		
支払利息	1,778	
その他	4,601	6,379
経常利益		3,044,484
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
固定資産除却損	3,073	
固定資産売却損	682	3,755
税引前当期純利益		3,040,738
法人税、住民税及び事業税	881,236	
法人税等調整額	△15,450	865,786
当期純利益		2,174,952

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2021年9月1日残高	951,106	995,924	682,318	1,678,243	237,776
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
別途積立金の積立					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			18,471	18,471	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	18,471	18,471	—
2022年8月31日残高	951,106	995,924	700,789	1,696,714	237,776

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				自己株式
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
2021年9月1日残高	103,676	15,330,000	9,796,047	25,467,499	△801,250
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△988,431	△988,431	
固定資産圧縮積立金の取崩	△3,499		3,499	—	
別途積立金の積立		500,000	△500,000	—	
当期純利益			2,174,952	2,174,952	
自己株式の取得					△630
自己株式の処分					10,603
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△3,499	500,000	690,021	1,186,521	9,973
2022年8月31日残高	100,176	15,830,000	10,486,068	26,654,021	△791,277

(単位：千円)

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2021年9月1日残高	27,295,599	391,175	△3,452	△641,184	△253,461	27,042,137
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△988,431					△988,431
固定資産圧縮積立金の取崩	—					—
別途積立金の積立	—					—
当期純利益	2,174,952					2,174,952
自己株式の取得	△630					△630
自己株式の処分	29,074					29,074
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		91,699	129		91,828	91,828
事業年度中の変動額合計	1,214,965	91,699	129	—	91,828	1,306,794
2022年8月31日残高	28,510,565	482,874	△3,323	△641,184	△161,633	28,348,931

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月20日

株式会社 進 和
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 直
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 巨樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社進和の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社進和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月20日

株式会社 進 和
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 矢野 直
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 近藤 巨樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社進和の2021年9月1日から2022年8月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月21日

株式会社 進 和 監査等委員会

常勤監査等委員 茂 木 恒 有 ㊟

監査等委員 内 藤 正 明 ㊟

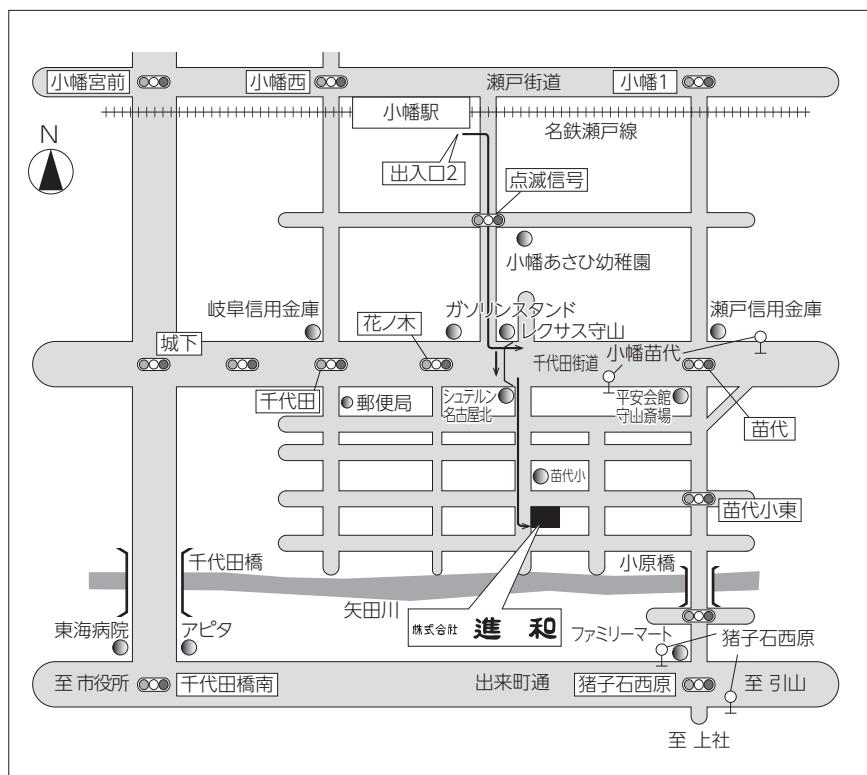
監査等委員 志 賀 慶 章 ㊟

(注) 監査等委員内藤正明及び志賀慶章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

- ◆会場 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号
当社 本社8階会議室
電話 (052) 796-2533
- ◆交通機関 名鉄瀬戸線「小幡駅」下車徒歩約15分
基幹バス引山方面行「猪子石西原」下車徒歩約10分
地下鉄東山線池下駅より市バス大森車庫行
「小幡苗代」下車徒歩約5分



パソコン・スマートフォン・タブ
レット端末からご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7607/>



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

